

秋田県最低賃金が 改定されます



「たしかめたん」は
厚生労働省が所掌する
施策の広報を行う
「かめ(亀)」のキャラクターです

〳 令和8年10月14日から(予定) 〳

1,090

／ 時間 円

秋田県内で働くすべての労働者に適用
(正社員・パート・アルバイト等)

業務改善助成金で賃上げを支援しています

詳しくは裏面へ ▶



厚生労働省・秋田労働局・労働基準監督署

秋田県最低賃金改定のポイント

対象となる労働者



正社員



パートタイマー



アルバイト



契約社員



派遣社員

秋田県内の事業者で働くすべての労働者に適用されます。

※学生アルバイトなど、雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象です。

最低賃金の確認方法

時間給の場合



時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

1,090円

日給の場合



日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$
最低賃金額（時間額）

1,090円

※日によって所定労働時間が異なる場合には、1週間における1日平均所定労働時間

月給の場合



月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$
最低賃金額（時間額）

1,090円

※1か月の平均所定労働時間は、年間所定労働時間 $\div$ 12か月で計算します。

最低賃金に算入しない賃金



通勤手当



家族手当



精皆勤手当



時間外・休日手当



深夜手当



賞与等

※これらの賃金は、最低賃金の時間額に算入しません。

事業主チェックリスト



- ☐ 時給は1,090円以上か
- ☐ 月給の場合、時間給に換算した額は1,090円以上か
- ☐ 雇用契約書を見直したか



最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法違反として罰則の対象となります。

業務改善助成金

設備投資や業務改善に取り組み、事業場内最低賃金を引き上げた事業者を支援



生産性向上の取組にかかった費用の一部を助成します！

活用例



POSレジ導入

会計業務の効率化で生産性を向上



システム導入

業務の自動化・効率化を推進



機械設備更新

生産工程の効率化・省力化



人材育成研修

従業員のスキル向上で生産性を向上

助成金の支給には要件があります。詳しくは、秋田労働局までお問合せください。

お問合せ先

秋田県最低賃金のお問合せ

秋田労働局 労働基準部 賃金室

☎ 018-883-4266

受付時間 8:30～17:15
(土日・祝日・年末年始を除く)

業務改善助成金のお問合せ

秋田労働局 雇用環境・均等室

☎ 018-862-6684

受付時間 8:30～17:15
(土日・祝日・年末年始を除く)

※ご不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください。



厚生労働省

秋田労働局

各種情報はここから
ご覧いただけます。

